第１１回教育委員会（定例）議事録

1　開　会

令和７年２月６日（木）　14時00分

2　場　所

市役所第２庁舎３階　2-301・302会議室

3　会議に出席した委員

教育長	丹後　政俊
委　員	西田　正志
委　員	鈴木　友美
委　員	吉良　佳晃
委　員	倉　真智子

4　会議に出席した職員

学校教育部長	酒井　寛興
こども未来部長	田中　正典
社会教育部長	小林　康弘
学校教育次長	浅田　智広
教育総務課長	山内　俊秀
学校教育課長	小嶋　拓也
学 事 課 長	荒木　敏文
教育研究所長	足立　圭吾
西部学校給食センター所長	仁木　秀樹
子育て企画課長	山鳥　有史
保育教育課長	山田　康弘
社会教育・文化財課長	田中　和哉
中央図書館長	田中　真紀子
市史編さん課長	小畠　理三
田園交響ホール館長	酒井　直隆
中央公民館長	竹見　朋子
教育総務課主査	北尾　真理奈

5　議事日程及び議案

別紙の通り

6　開会宣言

14時00分

7　会　期

（自）令和７年２月６日　（至）令和７年２月６日　１日間

8　会議録署名委員名簿

鈴木友美委員

9　閉　会

15時00分

丹後教育長	日程第1、令和6年度第10回会議録の報告、承認について意見等はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員異議なしで、会議録をこのとおり承認する。
丹後教育長	日程第2、会議録署名委員は、2番鈴木友美委員を指名する。
丹後教育長	日程第3、会期は令和7年2月6日、本日1日間とする。
丹後教育長	日程第4、議案に移る。議案第24号「丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、学校給食センターに説明を求める。
仁木所長	《議案書に基づき説明》
西田委員	令和7年度においては、保護者負担が小学校と特別支援学校小学部では125円、中学校と特別支援学校中学部では140円になるとの認識でよろしいか。
仁木所長	その通りである。
西田委員	今回の規則改正については、給食費の保護者負担軽減とも密接な関係があるので、これまでの経緯経過等も参考資料として添付してもらいたかった。 なお、令和6年度は全額負担、令和5年度は無償期間があったと記憶しているが、どうか。
仁木所長	令和5年度は、7月と9月～翌2月までの7ヶ月間が無償、令和6年度は全額負担であった。
西田委員	保護者負担を軽減するために行っていることを説明するには、令和5年度の取り組み等の経緯から説明をしてもらいたかった。
山内課長	重点支援地方交付金の給食費への充当が正式に確定したのが直近であったが、今回の条例改正については充当の有無とは別に改正するべきものとして今定例会での提案を予定していた。給食費の一部無償化については、新聞報道が先行する中で、少しでも早く報告するべきと考え、急遽、今回の改正に合わせ資料を準備し、説明させていただいたが、十分でなかったことを反省し、改善に努めたい。
西田委員	私も言い過ぎたところがあったが、市の取り組みとそれに伴った規則改正については、説明できる範囲で明確に説明し、保護者目線での説明を心がけていただきたい。また、なぜ無償なのかを保護者が知らないといった状況にならないよう説明、周知の徹底に努めていただきたい。 幼稚園と保育園の給食についても説明いただきたい。
仁木所長	給食費の一部無償化については、対象を義務教育の範囲である小学校、中学校、特別支援学校の小学部と中学部が対象としており、幼稚園と特別支援

	学校の高等部については対象外としている。
山田課長	保育園職員の給食費については、小学校、中学校職員の金額の改正に合わせ、給食費の徴収規定を定めており、その中で、同額の 300 円に変更する予定である。
丹後教育長	議案第 24 号「丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 24 号「丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 25 号「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、子育て企画課に説明を求める。
山鳥課長	《議案書に基づき説明》
丹後教育長	質疑はないようですので、議案第 25 号「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 25 号「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 26 号「丹波篠山市障害児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」、保育教育課に説明を求める。
山田課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	要綱第 6 条 1 号の支給対象障害児及び 2 号の軽度障害児とはどのような子どもたちか。
山田課長	支給対象障害児とは、第 3 条で規定しているとおり、身体障害者手帳や療養手帳の交付を受けている子どもであり、軽度障害児とは、障害者手帳を所持していないが、臨床心理士等の意見により加配が必要と判断される子どもである。
西田委員	令和 6 年度の実績はどの程度か。
山田課長	ささやまこども園において 4 名、富山こども園においては 5 名である。なお、令和 7 年度については、それぞれの園に 4 名ずつの加配が必要であるため、各 4 名分の予算を計上している。

丹後教育長	議案第 26 号「丹波篠山市障害児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 26 号「丹波篠山市障害児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 27 号「「令和７年度丹波篠山の教育」の策定について」、教育総務課に説明を求める。
山内課長	《議案書に基づき説明》
鈴木委員	11 ページの（6）子育てふれあいセンターの運営に関し、①2 か月から就学前の子どもを育てる保護者への場の提供との記述があるが、例えば赤ちゃん広場のイベントは第 1 子を妊娠中の家庭も入っている。妊娠中の母親も入るのではないか。
山鳥課長	講座等、事業単位ではご指摘のとおりであるが、ここでは施設の定義に沿った記述であるとご理解いただきたい。
丹後教育長	議案第 27 号「「令和７年度丹波篠山の教育」の策定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 27 号「「令和７年度丹波篠山の教育」の策定について」は原案どおり可決する。 只今、可決をいただきました「令和７年度丹波篠山の教育」により、4 月から教育行政を進めます。
丹後教育長	日程第 5、報告事項に移る。報告 1「後援名義の承認について」、教育総務課に報告を求める。
山内課長	《議案書に基づき報告》
西田委員	令和７年度兵庫県公立学校・教育委員会女性管理職研修会 丹波地区大会について、教育委員会の女性管理職も含まれているのか。
山内課長	県下の公立学校、教育委員会の女性管理職が一堂に集い、研修をするといった内容で申請いただいている。
丹後教育長	報告 2「小中学校児童生徒の問題行動等について」、学校教育課に報告を求める。

小嶋課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告 3「第 45 回丹波篠山ＡＢＣマラソンについて」、社会教育・文化財課に報告を求める。
田中課長	《議案書に基づき報告》
西田委員	事務局職員には大変に努力いただいた結果、これだけ多くの参加者が集まったことに感謝する。丹波篠山ＡＢＣマラソンを走った方が YouTube に多くの動画をアップしている中、サウルスジャパンにおける周知についても、こうした今の時代に沿った視点で効果的であったと思った。
田中課長	ランナー募集にあたり危惧をしていたが、朝日放送やサウルスジャパンと連携し、多くのランナーに参加いただける大会となったと考えている。今後においては、準備等を含め、万全の体制でランナーをお迎えし、おもてなししていきたい。
丹後教育長	報告 4「教育長報告」について報告する。 9 頁に記載しているが、明日 2/7 の校長会では、「丹波篠山の教育」の「はじめに」の部分について共有していく予定である。 前回の定例教育委員会以降のスケジュールについては 8 頁に記載しているが、1/28 に演劇事的手法を活用した授業の視察として、豊岡市立豊岡南中学校を訪問し、脚本家であり演出家の平田オリザ氏の授業を視察した。3 時間の授業であったが、引き込まれる時間であった。演劇的な手法で台本に基づき、6 人程度でのグループでオリジナルの劇を作り、配役も決めて発表していた。演劇人を育てることを目指しているのではなく、「劇を作る」、「配役を決める」、「発表する」といった過程で生徒たちは話し合いを重ね、時間内に結論を出し、自分たちの最善のパフォーマンスを行う。協力し合っていく中で、折り合いをつける力を養うもので、これは生きる力につながると思う。達成感、協力する力をつける一つの手法であり、これをそのまま本市で実行していくには検討しなければいけない課題は多いが、対話の大切さ等については、校長会で共有していきたい。 以上で、本日の審議は全て終了する。 これをもって、第 11 回定例教育委員会を終了する。